

○国家公安委員会規則第七号

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第十二条第三項の規定に基づき、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年四月七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(指定の基準等)

第一条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第十二条第三項の規定による指定(以下「指定」という。)は、自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するため、次に掲げる業務(以下「登録業務」という。)を同項の防犯登録に係る業務として行おうとする者の申請により行う。

一 自転車を利用する者の申出により、登録カード(登録事項(自転車を利用する者の氏名又は名称及び住所、作成の年月日、登録番号その他第三条第一項に規定する指定団体が必要と認める事項をいう。以下同じ。))を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。以下同じ。)を作成するとともに、当該申出に係る自転車に登録番号を表示すること。

二 登録カード又は登録事項を、前号の申出のあつた場所を管轄する都道府県警察に送付し、又は通知すること。

改正前

(指定の基準等)

第一条 「同上」

一 自転車を利用する者の申出により、登録カードを作成するとともに、当該申出に係る自転車に登録番号を表示すること。

二 登録カード又は登録事項(自転車を利用する者の氏名又は名称及び住所、登録カード作成の年月日、登録番号その他登録カードに記載する事項をいう。以下同じ。)を、前号の申出のあつた場所を管轄する都道府県警察に送付し、又は通知すること。

2
「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

2
「同上」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。